

平成 1 6 年度

第 2 回 水源林造成事業期中評価委員会

議 事 録

平成 1 6 年 6 月 1 1 日（金）

於 佐渡パークホテル

林 野 庁

1 期中評価委員会出席者

(1) 評価委員

岡田 秀二	岩手大学農学部教授
河原 輝彦	東京農業大学地域環境科学部教授
栗原 慶子	全国林業研究グループ連絡協議会女性会議代表
谷本 丈夫	宇都宮大学農学部教授
眞板 秀二	筑波大学農林工学系助教授

(2) 林野庁

瀬戸 宣久	整備課監査官
-------	--------

(3) 独立行政法人緑資源機構

日高 照利	森林業務担当理事
瀬戸口 満	計画評価部次長

2 議 事

- ・ 資料４により第１回委員会における指摘事項等に係る対応等について説明。

〔意見交換〕

○委員

資料４の別紙１については、地区ごとの森林調査面積に占める広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分の割合がだいたい２０％以下となっている中で、契約地単位で見た場合には当該割合が１０％未満の契約地が多い状況になっていることが分かり、かなり説得力のあるデータとなっている。

資料４の別紙２については、前回、生育の良い林分と遅れている林分がある中で生育状況の平均値に対応する地位のみを示していたことに対し、生育の状況をよりの確に表す観点から、今回はこれに加え生育状況の範囲に対応する地位の範囲を示してもらっているが、地位の範囲が１等地から５等地で平均値に対応する地位が４等地となっているようなものについては、どの地位が割合的に多くなっているかなどの説明を付け加えた方が丁寧ではないか。

○事務局

地位の表し方については、ただ今の委員のご意見を踏まえ検討したい。

- ・ 資料７により平成１４年度期中評価結果の反映状況について説明。

〔意見交換〕

○委員

1 ページの新植・改植・補植の集計表の中で、新植については植栽区域以外を前生樹区域と表現しているのに対し、改植・補植では実施面積以外を除外面積と表現している。この除外面積というのは、内容としては広葉樹林化していくという意味か。

○事務局

委員ご指摘のとおり、除外面積の部分は、補植・改植しても成林が難しく広葉樹林化を期待していくことが適当と判断されたものである。

○委員

意味合いとしては、新植における前生樹区域と同じようなものになるのではないか。

○事務局

広葉樹林化を期待する部分という意味では同じである。ただし、改植面積及び補植面積は実際に植栽した面積を言うのに対し、新植面積には植栽した面積だけでなく前生樹を育成していく区域を含めるような概念整理をしており、このような表現をしている。

○委員

2 ページの除伐の集計表の中の対応策別除外面積において、「4 その他」の面積が多くを占めている。先程の説明では主に除伐時期の関係で除外されているような話であったが、何か説明を加えた方がよいのではないか。

○事務局

「その他」については後年度実施予定分等であり、そのことが分かるように修正したい。

○事務局

この林齢でこういう施業をやるという標準的なものがあるが、植生の繁茂状況等現地の実態を見極めつつやっており、標準どおりにはいかない。

○委員

目的樹種により林分がほとんど閉鎖してくる時期に、目的外樹種や目的樹種のうち残しても意味のないようなものを伐採するのが除伐である。ここの除伐もそのような内容のものであると理解してよいか。

○事務局

基本的には委員の言われたような内容で行っているものとする。

- ・ 資料 6 により地元及び森林づくりボランティア団体の意見について説明

[意見交換]

○委員

80 ページにボランティアの人たちが「水源林としての機能発揮のために今後どのようにすべきと思うか。」という問いに答えた部分があるが、これと対比する意味で、市町村、造林地所有者、造林者の人たちの意向を把握した部分はあるか。

○事務局

3 ページの問 3 が、同様の問いに対する市町村、造林地所有者の意向である。

○委員

今後どのようにすべきかということは重要な質問と考えるが、ボランティアの方々の回答は整備局で相当ばらつきがあり気になる。

○事務局

この質問にご回答いただいたボランティア団体の数が少なく、傾向等の分析が難しい。

○委員

市町村等の回答は整備局間であまり差はないので対応の検討に当たっての論点は絞られると思うが、ボランティアの人たちの意向をどれくらい尊重するかについては、やはりある程度制限されるかも知れない。

- ・ 資料 5－1～5－6 により期中評価事例調査結果について説明。

[意見交換]

○委員

資料 5－6 九州整備局の 4 ページの下刈りコストが高くなっている契約地の状況が記載されている部分について、表を見ると一部補植を行ったことにより下刈り回数が 10.4 回と多くなっているように見受けられるが、全植付け面積で考えると、もっと下刈り回数は少なくなるのではないかと。

○事務局

下刈り回数は下刈りの延べ面積を植付け面積で除したものとなっている。当該契約地で下刈り回数が多くなっている主な原因は、一部補植を行ったことに加え、雑草等の繁茂が著しかったことにより2回刈りを実施したためである。

○委員

資料5-6の9ページの写真では成長は良い林分であるように見えるが、それからするとちょっと掛増しが多い気がする。また、2ページの表で、契約番号1909-00は下刈り実施回数12.1回で事業費が871千円となっているのに対し、事例調査地の契約番号1919-00は下刈り実施回数11.4回で事業費が1,015千円となっている。コスト増になった理由をもう少し詳しく説明した方がよいのではないか。

また、表の中で事例調査候補地から外した網掛け部分の説明が必要ではないか。

○事務局

事例調査対象の契約地は、下刈りの標準的な回数が7.5回に対し10.4回行っていることに加え、雑草の繁茂により1回当たりの工期も掛増しになったこともコスト増に影響していると考えられる。どこまで詳細なデータがあるかにもよるが、コスト増の理由の書き方については検討したい。また、表の中の網掛けの説明を加えることとしたい。

○委員

資料5-5中国四国整備局の2ページからの除伐コストの高くなっている契約地の表において、除伐面積が植栽面積と比べて、同じもの、多いもの、少ないものがあるが、これはどのような内容か。

○事務局

除伐については、標準的には2回実施することとなっている。ただ、成長の状況に応じて、まだ1回しかやっていないところ、2回やっているところ、あるいは部分的にやっているところがあるので、それによって除伐面積が変わってくる。

なお、コストについては、下刈りが全部終わるまでにかかったヘクタール単価を表示しているのに対し、除伐は1回当たりのヘクタール単価を表示しており、除伐回数によってコストが変わることはない。

○委員

今後、広葉樹林化しつつある部分は無理に植栽木を育てるのではなく、広葉樹を育成し、混交林に誘導していくというような方向が出てきている。そのような方向を指向して一部除伐を行わなかった結果として、除伐面積と植栽面積の差が

出てきているのかどうかについて、うまく説明できないか。

○事務局

今年度の調査に当たっては、その辺までは詳細に把握していない。委員ご指摘の点については、来年度に向けて検討させていただきたい。

○委員

広葉樹林化している林分及び生育の遅れている林分が10%から20%ぐらいしかない中で、「当該契約地の今後の施業について」においては、主にその部分をどうするかについてのみ記載されている。ほとんどの林分は正常に育っており、今後も、除伐等の施業をやりながら水源林としての機能を高めていくのだから、契約地全体としての取扱いを記述し、その中で広葉樹林化している林分等の取扱いを記述すべきではないか。

○事務局

これまでも、課題のあるところをどうするかを中心に議論していただいたため、そのような書き方をしているが、最終の取りまとめに向けて、委員のご指摘を踏まえたような書きぶりとなるよう検討したい。

○委員

資料5-1の48ページに記載されている契約地の概要について、契約面積が21.93ヘクタールであるのに対し、植栽面積は8.00ヘクタールとなっている。植栽面積の部分が分収の対象となると思うが、それ以外の契約地はどのような取扱いになるのか。

○事務局

分収造林契約については、一筆が単位になる。この場合、その一筆が21.93ヘクタールあったということになる。そのうち8.00ヘクタールに植栽をして、最終的に伐採した場合に分収するという形になる。

○委員

水源林としての機能発揮の観点から植栽しない部分も含め契約地全体として見るようなこともあるのか、それとも植栽しない部分には関与しないのか。

○事務局

一筆単位で契約しているが、契約地のうち植栽しない部分については土地所有者が自ら管理する区域、分収の対象外ということで契約の中で整理している。すなわち、植栽しない部分には緑資源機構は関与しない。

○委員

「当該契約地の今後の施業について」の部分の書きぶりが画一的な感じを受ける。せっかくこれだけの調査をしているのだから、もう少し具体的に記述できないか。

○委員

例えば、「適正な保育管理」といっても具体的な内容がわからない。

○事務局

最終の取りまとめに向けて、調査内容を踏まえた、より具体的な記述となるよう検討したい。

○委員

昨日見た一部の水源林のように、雪害等によって成長や形状の良くない状態になっている山は、通常の契約期間の50年で伐採すれば、木材価格の状況によっては、多くの収入は期待できないと思う。例えば、大径材の生産を目指して、もう少し伐期を延長する等の手法は取り得ないのか。伐期を延長すれば、水源林としての公益的機能をより長く発揮することにもつながる。

○事務局

緑資源機構として契約を延長することが妥当と判断し、かつ、契約間で合意が得られれば、契約延長も可能と考えられる。

○委員

ほかになれば、事例調査結果についてはこの辺で終わりとする。

今後の進め方であるが、これまでの調査内容や議論を踏まえ、昨年度と同様の考え方で、各地区ごとに「項目別取りまとめ表」を作成し、これをベースに最終の評価結果を取りまとめる方向で検討していくこととしてはどうかと考えるが、いかがか。

○各委員

(異議なし)

○委員

本日の議論の中で次回までに検討・整理することとされたもの、「項目別とりまとめ表」について、事務局で検討・整理の上次回報告願う。

本日の委員会はこれで終了とする。